

埼玉県私立学校審議会委員選任要綱

平成17年2月24日総務部長決裁

平成26年1月6日一部改正

令和2年12月28日一部改正

(趣旨)

第1 埼玉県私立学校審議会(以下、「審議会」という。)の委員選任手続の細目については、原則としてこの要綱の定めによる。

(委員)

第2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

(1) 埼玉県内にある私立の小学校、中学校、高等学校若しくは中等教育学校の校長、私立幼稚園の園長、私立専修学校の校長、これらの学校若しくは専修学校の教員又はこれらの学校若しくは専修学校を設置する学校法人若しくは私立学校法第64条第4項の法人の理事

(2) その他、教育に関し学識経験を有する者

第3 前項(1)に規定する者のうちから任命される委員の定数のうちの一人を、同項の規定にかかわらず、埼玉県内にある私立の盲学校、聾学校、養護学校若しくは各種学校の校長若しくは教員又はこれらの学校若しくは各種学校を設置する学校法人若しくは私立学校法第64条第4項の法人の理事のうちから任命することができる。

(委員候補者の推薦)

第4 第2(1)に規定する者のうちから委員を任命する場合において、埼玉県内にある私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校の教育一般の改善振興を図ることを目的とする団体又は埼玉県内にある私立専修学校の教育一般の改善振興を図ることを目的とする団体で、これらの私立学校又は私立専修学校の総数の過半数をもって組織されるものがあるときは、それぞれ、当該団体から委員候補者の推薦を受けるものとする。

第5 知事は、相当の期間を定めて、その期間内に第2(1)に規定する候補者を推薦することを当該団体に求めるものとする。

第6 前2項の規定は、第2(1)に規定する者のうちから任命される委員に欠員を生じた場合における補欠委員の候補者の推薦について準用する。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日以降に任命される委員の選任から適用する。

附 則(平成26年1月6日一部改正)

この要綱は、平成26年4月1日以降に任命される委員の選任から適用する。

附 則(令和2年12月28日一部改正)

この要綱は、令和3年4月1日以降に任命される委員の選任から適用する。